

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年9月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和3年10月3日 06時55分ごろ
発生場所	宮城県石巻市雄勝湾内 赤埼灯台から真方位113° 1,400m付近 (概位 北緯38° 29.7′ 東経141° 30.6′)
インシデントの概要	プレジャーボートTAKUMIは、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年11月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート TAKUMI、0.3トン 235-45096宮城、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力14.7kW、回転数毎分 5,750、2気筒、ボア61mm、使用燃料ガソリン、平成16年 6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
死傷者等	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、雄勝湾において、船外機を停止して漂流し、魚群探知機を作動させて釣りを始めた。</p> <p>本船は、船長が釣り場を移動しようとしたところ、セルモータが回らず船外機が始動できなくなった。</p> <p>本船は、船長が付近を航行中の漁船に救助を要請し、えい航されて雄勝港に入港した。</p> <p>船長は、入港後、バッテリーを充電したところ、船外機を始動できた。</p> <p>船長は、以前、船外機の始動用ロープで始動しようとしたものの、過去に所有していた別の船外機と異なり、強くロックがかかったような状態であったので、セル専用の船外機と思い込み、本事故当時、始動用ロープによる始動を試みなかった。</p> <p>バッテリーは、本インシデントの約1年前に購入したものであった。</p>
分析	本船は、雄勝湾において漂流中、船長が、セルモータで船外機を始動しようとした際、船外機を停止した状態で魚群探知機を作動させていたことから、バッテリーが過放電となって始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。

<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、雄勝湾において漂泊中、船長が、セルモータで船外機を始動しようとした際、船外機を停止した状態で魚群探知機を作動させていたため、バッテリーが過放電となって始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>船長は、本インシデント後、予備のバッテリーを搭載することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、船外機を停止した状態で魚群探知機等の電子機器を長時間使用しないこと。</li><li>・ 船長は、船外機を始動用ロープで始動できるようにすること。</li></ul>